

上 場 会 社 代 表 者 各 位

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔 柳 昇

国際的な動向を踏まえた E T F 市場の活性化及び信頼性向上に向けた 上場制度の整備に伴う「業務規程」等の一部改正について

平素は、当取引所の市場運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所は、国際的な動向を踏まえた E T F 市場の活性化及び信頼性向上に向けた上場制度の整備に伴う「業務規程」等の一部改正を行い、平成 24 年 3 月 12 日から施行しますので、ご通知申し上げます。

(詳細は、規則改正新旧対照表を名証のホームページ (<http://www.nse.or.jp>) に掲載しておりますのでご覧ください。)

今回の改正は、国際的な E T F (上場投資信託) の多様化を踏まえ、投資者保護の方策を講じた上で、レバレッジ型・インバース型指標への連動を目的とする E T F の上場を可能とする制度整備を行う一方、一定の信用リスクを有する E T F について、上場後においても継続的に信用状況等に関する管理体制の確保が求められることを明確化し、継続的な開示の枠組みや上場廃止基準を整備するほか、株式会社証券保管振替機構における株式等振替制度において受益権の併合又は分割の取扱いが可能となることへの対応を行うなど、「業務規程」等の一部改正を行うものです。

改正の概要は、下記のとおりです。

記

I. 改正概要

(備 考)

1. レバレッジ型・インバース型指標に連動する E T F の上場制度の整備

ある指標 (以下「原指標」といいます。) の騰落に一定の掛け目を乗じることなどにより、当該原指標の騰落を増幅又は反転 (増幅して反転させることを含みます。以下同じ。) させた指標であるレバレッジ型・インバース型指標 (以下「新指標」といいます。) に連動することを目的とする E T F の上場に当たっては、以下の基準を適用することとします。

(1) 新指標の適格指標の要件等

- ・ 新指標の適格指標の要件は、既存の指標の要件にかかわらず、以下のとおりとします。

- ① 新指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、公正を欠くものでないこと。

- ・ E T F に関する有価証券上場規程の特例第 7 条第 1 項第 2 号 f の (b) 等

② 新指標及びその算出方法が公表されているものであること。 ③ 投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を新指標の変動率に一致させるための運用として必要なデリバティブ取引又は商品デリバティブ取引を行う際には、その取引が円滑に行われると見込まれること。 ④ 原指標が、次の要件に適合すること。 a. 現行のE T Fに関する有価証券上場規程の特例第7条第1項第2号fの(a)から(e)までに適合すること。 b. 既に別の指標の騰落を増幅させた又は反転させた指標ではないこと。 c. 原指標に係るデリバティブ取引等が上場市場（類似市場を含みます。）において取引されているなど、公正な価格形成メカニズムを有するものであること。 (2) ディスクロージャーの充実及び注意喚起の強化 ・新指標に連動することを目的とするE T Fについては、日々開示において新指標の特徴等に関する事項の記載を求めるなど、ディスクロージャーの充実を図ることとします。	・E T Fに関する有価証券上場規程の特例第9条第2項第1号d等
2. 信用リスクを有するE T Fの信頼性向上に向けた対応 指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券（いわゆるリンク債）や、指標に連動する投資成果を保証する契約（いわゆるO T Cスワップ契約）に係る権利を投資信託財産等に組み入れることによって指標に連動することを目的とするE T Fについて、一定の信用リスクを有するE T F（以下「指標連動有価証券等組入型E T F」といいます。）として、以下のとおり、上場制度上の対応を行います。 (1) カウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等の確保 ・指標連動有価証券等組入型E T Fに係る管理会社は、カウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制その他の体制の適切な整備に努める旨の行動規範を新設することとします。 (2) カウンター・パーティーの信用状況等に関する管理体制等に係る報告及び公衆縦覧 ・指標連動有価証券等組入型E T Fに係る管理会社は、カウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等に係る報告書を提出することとします。 ・当該報告書は、当取引所ホームページにおいて公衆の縦覧に供することとします。 (3) カウンター・パーティーの財務状況等に関する開示項目の明確化 ・指標連動有価証券等組入型E T Fにあつては、カウンター・パーティーの財務状況等に関する以下の項目について適時開示を求めることとします。 ① 発行者格付又は投資信託財産等の組入対象の債券格付の変	・E T Fに関する有価証券上場規程の特例第12条の3第2項 ・E T Fに関する有価証券上場規程の特例第6条第6項、第9条第3項等 ・E T Fに関する有価証券上場規程の特例第9条第2項第2号f等

更 ② 債務超過、継続企業の前提に関する事項の注記 ③ 監査報告書等における不適正意見又は意見不表明 ④ 事業活動（銀行取引）の停止、解散、破産等 ⑤ 期限の利益の喪失 ⑥ その他カウンター・パーティーの財務状況等に関する重要な事実 (4) 上場廃止基準の整備 ・指標連動有価証券等組入型ETFにあっては、以下のいずれかに該当する場合、その上場を廃止することとします。 〔継続的な運用が行われなくなったと認められる場合の上場廃止〕 ・カウンター・パーティーの財務状況等が悪化した一定の場合であって、当取引所が該当したと認める日から1年を経過する日までの期間に、その投資信託財産等の組入対象となる有価証券又は契約に係る権利が、当該カウンター・パーティーが発行する有価証券又は当該カウンター・パーティーを契約の相手方とする契約に係る権利以外の資産に変更されないとき 〔信用状況に関する管理体制が整備されなくなった場合の上場廃止〕 ・運用の継続性の確保及び投資信託財産等の毀損の可能性の軽減のためのカウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制が管理会社において整備されなくなった場合 3. 受益権等の併合又は分割 受益権等の併合又は分割について、以下の対応を行うこととします。 ① 流通市場に混乱をもたらすおそれ又は受益者等の利益の侵害をもたらすおそれのある受益権等の併合又は分割を行わない旨の遵守事項を新設することとします。 ② 受益権等の併合又は分割を行うことを決定した場合、当該事実及びその他の必要な事項について適時開示を求めることとします。 4. その他 その他所要の改正を行います。	・ETFに関する有価証券上場規程の特例第14条第1項第3号bの2の(a)等 ・ETFに関する有価証券上場規程の特例第14条第1項第3号bの2の(b)等 ・ETFに関する有価証券上場規程の特例第12条の3第1項 ・ETFに関する有価証券上場規程の特例第9条第2項第2号aの(a)の2等 ・業務規程第15条第2号等
--	---

Ⅱ. 施行日

- ・平成24年3月12日から施行します。

以 上